

### ③ 農協を通じた取引

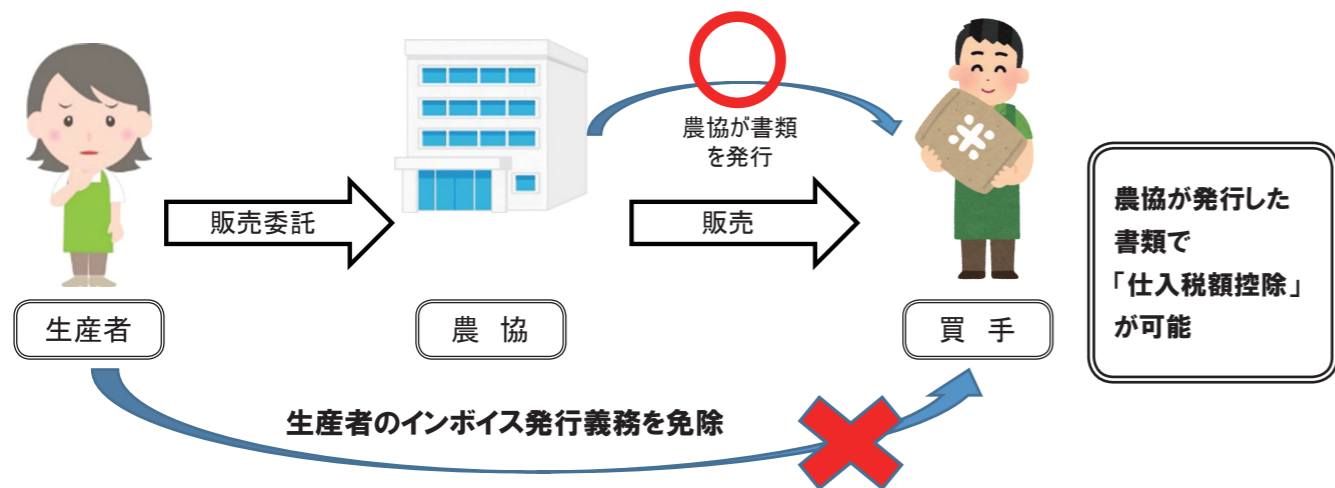
▶農協へ販売委託した農産物は「無条件委託方式・共同計算方式」により販売されることが一般的です。

この2つの要件を満たす委託販売の場合、売手と買手が1対1で紐づかない取引となるため、売手が買手にインボイスを発行することが困難です。

そのため、生産者（農業者）のインボイス発行義務を免除し、買手は農協が発行する書類により「仕入税額控除」をすることが認められます。

※無条件委託方式…売値・販売時期・販売先などの条件を付けずに委託する方式

※共同計算方式…一定期間における販売額を平均価格により精算する方式



▶農協以外の集荷業者や直接取引する飲食店等の事業者との取引は「買取」となることが一般的であるため、買手から売手に対して、インボイスの交付を求められることがあります。

◎ ご自身の事業実態に合わせて、登録申請をご検討ください。

#### ◇インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や、国税庁が行っているオンライン説明会の模様、申請手続きに関することやQ&Aなどを掲載しています

#### ◇コールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けています  
【専用ダイヤル】0120-205-553【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）

（特設サイト）



#### 登録申請手続きは、e-Taxをご利用ください!!

- ◆個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます。
- ◆詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください。
- ※ e-Tax を利用した登録申請手続には、電子証明書（マイナンバーカード等）が必要です。

申請手続



組合員の皆様へ

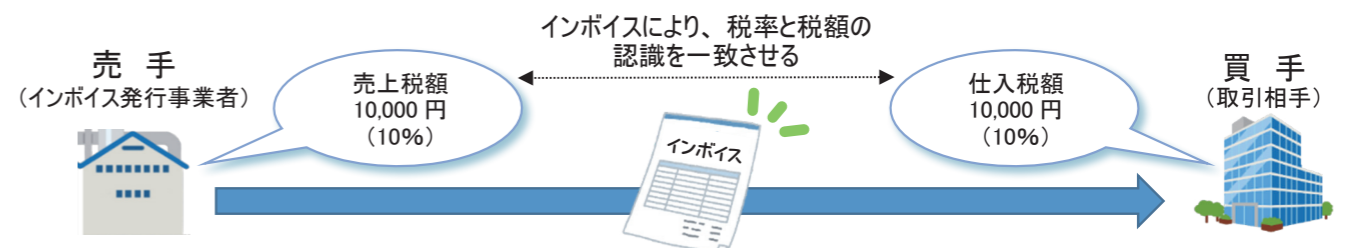
令和5年10月1日から

## 「消費税のインボイス制度」が始まります!

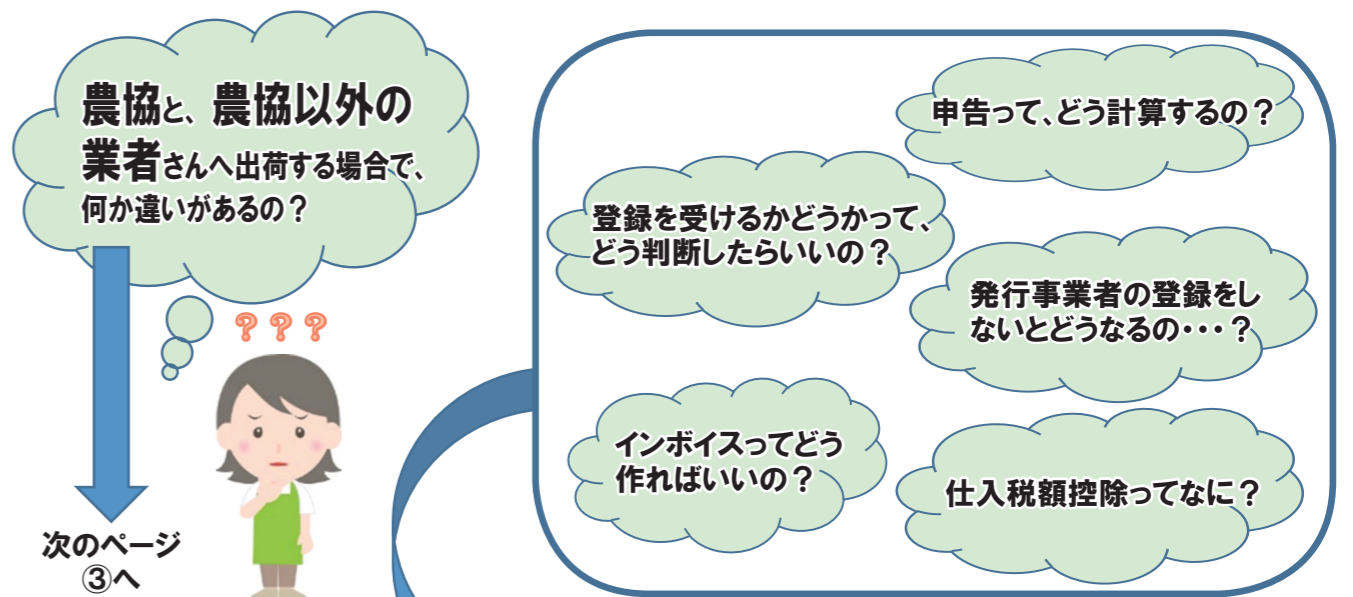
令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、令和5年3月31日までに登録申請手続を行う必要があります。

### ① インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは

- ▶令和5年10月1日から開始する、仕入税額控除の方式です。
- ▶自分が買手の場合は、仕入税額控除を適用するために、売手（自分の取引相手）からインボイス（適格請求書）の交付を受けて保存する必要があります。
- ▶自分が売手の場合は、買手（自分の取引相手）へインボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録を受ける必要があり、登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります。
- ▶登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。



### ② じゃあ、私はどうしたらいいの？



このような疑問をお持ちの方は、こちらをご覧ください。



また、インボイス制度でお悩みの方は次ページの「特設サイト」をご利用ください!